

指定管理者の指定について

集会所の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称及び当該施設の指定管理者  
別紙のとおり
- 2 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

集会所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

木古庭会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町木古庭 605 番地の 1

(2) 名 称 木古庭町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 小 松 原 榮

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

上山口会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町上山口 2627 番地

(2) 名 称 上山口町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 倉 林 彰

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

下山口会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町下山口 1705 番地の 1

(2) 名 称 下山口町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 澁 谷 清 一

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

一色岡会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町一色 473 番地の 5

(2) 名 称 一色第一町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 太 田 壯 思

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

一色第2岡会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町一色 473 番地の 5

(2) 名 称 一色第一町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 太 田 壯 思

### 3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第9条第2項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

真名瀬会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町一色 2477 番地の 1

(2) 名 称 真名瀬町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 加 藤 清

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

木の下会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町堀内 673 番地の 2

(2) 名 称 木の下町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 諸 岡 宏 子

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

元町会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町堀内 899 番地の 5

(2) 名 称 元町たかさご会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 小 峰 梅 男

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

長柄下会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町長柄 280 番地の 2

(2) 名 称 長柄下町内会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 津 吉 彰 郎

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

葉桜会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町長柄 1413 番地の 154

(2) 名 称 葉桜自治会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 長 谷 川 祥 子

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。

## 葉山町集会所の指定管理者の候補の選定について

### 1 施設の名称

イトーピア会館

### 2 指定管理者として選定する者

(1) 主たる事務所の所在地 葉山町長柄 1642 番地の 275

(2) 名 称 イトーピア葉山自治会

(3) 代表者の職・氏名 会 長 森 徹

### 3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)

### 4 選定した理由

提出された申請書等を審査し、実績等を考慮して現指定管理者が当該集会所の目的を最も効果的に達成することができると認められるため、葉山町集会所条例第 9 条第 2 項により、現指定管理者を選定するものです。